

林業経済学会 会則・規程・細則・宣言一覧

【林業経済学会会則】

(1999年4月総会改正)
(2000年4月総会改正)
(2002年4月総会改正)
(2002年11月総会改正)
(2004年4月総会改正)
(2004年11月総会改正)
(2005年3月総会改正)
(2007年4月総会改正)
(2008年11月総会改正)
(2011年5月総会改正)
(2012年3月総会改正)
(2019年3月総会改正)
(2024年11月23日総会改正)
(2025年3月23日総会改正)

第1章 総則

第1条 本会は林業経済学会(The Japanese Forest Economic Society)と称する。

第2条 本会の目的は以下のとおりである。

(1) 林業、林産業、山村さらには人間と森林との幅広いいかかわりに関する社会科学および人文科学の理論的・実証的研究の向上

(2) 国内外における研究交流の促進および会員相互の研鑽

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催、会員の研究発表および討論
- (2) 学会誌『林業経済研究』(“Journal of Forest Economics”)等の編集・発行
- (3) 会員名簿の作成
- (4) 会員の表彰
- (5) その他、目的達成に必要な事業

第4条 本会の事務所は、東京都文京区湯島1丁目12番6号 高関ビル3階 一般財団法人林業経済研究所内におく。

第2章 会員

第5条 本会の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 別に定める会費規程にもとづく会費を納入する者。学会誌の配布をうけ、学会誌ならびに研究会での研究発表の権利をもつ。

(2) 機関会員 会費規程に定める会費を納める機関または団体。学会誌の配布をうける権利をもつ。

第6条 本会に入会しようとする者は、会員1名以上の紹介をもって入会申込書を提出し、初年度の会費を納入した上で、理事会の承認を得るものとする。

第7条 本会を退会しようとする者は、その旨届け出て、理事会の承認を得るものとする。

第8条 正会員・機関会員が会費を2年を超えて滞納した場合には、評議員会の議決により退会とみなすことができる。

第8条の2 評議員会は、次のいずれかに該当する場合、議決により正会員・機関会員を会員資格停止または除名とすることができる。

- (1) 本会会則、若しくは規程等に違反した場合
- (2) 本会の名誉又は信用を傷つけ、若しくは目的に反し、その他会員としての品位を損なう行為があった場合

第8条の3 会員は、以下の条件にあてはまる場合に、理事会の確認を経て、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 正会員が死亡した又は失踪宣告を受けた場合
- (3) 機関会員となっている機関・団体が解散した場合

第3章 会計

第9条 本会の会計年度は、原則として毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第10条 本会の会計は会費、寄付金および雑収入をもってあてる。

第11条 本会の予算および決算は、総会に提出してその承認を得るものとする。

第4章 役員

第12条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 5名
- (3) 主事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 評議員 おおむね正会員15名に対し1名

第13条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

2 理事は会務を執行し、会務に関する事項を審議する。

理事には次の担当をおく。

- ①総務 会務の集約、会長に事故のある時は、その職務の代行
- ②会計 会計・経理、会員名簿の管理
- ③編集 論文等の審査、学会誌の発行
- ④広報渉外 他学会等との交流・企画および会員への情報提供等
- ⑤表彰 表彰事業等

なお、研究会の企画については理事全員が担当し、研究会の運営については大会毎に設置される大会運営委員会が担当する。

3 理事に事故ある時には、会長は理事代行をおくことができる。

- 4 主事は理事を補佐し、会務の円滑な執行を助ける。
- 5 監事は会務ならびに会計を監査する。
- 6 評議員は本会の重要事項を審議する。

第14条 役員の選出方法は次のとおりとする。

(1) 評議員は正会員の選挙による。その選出方法は、別に定める林業経済学会評議員選出規程による。

(2) 会長は、評議員の投票による互選で候補者を選出し、総会の承認を得る。

投票は、評議員選挙後に、選挙管理委員会より当選者に通知し、無記名単記方式にて投票を行う。

(3) 理事は、会長が評議員の中から指名し、総会の承認を得る。ただし、会長は、必要に応じて、評議員以外の正会員を理事として最大2名まで指名し、総会の承認を得ることができる。

(4) 主事は、各担当理事が正会員の中から指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、編集担当主事は編集委員を兼ねることとする。また、主事を理事以外の評議員から指名することもできる。

(5) 監事は、評議員の互選により、会長・理事・主事以外から選出する。

第15条 役員の任期は選出された年の定期総会から2年後の定期総会までの2年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期は引き続き4年を、また、会長の任期は引き続き2年を越えてはならない。

2 任期中に会長、理事、主事、監事に欠員ができた場合には、前条の選出方法に準じて補充する。

ただし、欠員を補充するために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、欠員補充された会長については、前項の再任禁止条項を適用しない。

3 役員の交替は、定期総会時とする。

第5章 会議

第16条 会議は総会、評議員会、理事会とする。

第17条 総会は正会員をもって構成し、会長がこれを召集する。

2 総会は定期総会と臨時総会の2種とする。

3 定期総会は決算後1カ月以内に開催し、会則の改正、会長・理事・会務報告・事業計画・決算・予算の承認を行うほか、理事会または評議員会から提案のあった事項や正会員の5分の1以上が必要と認めた事項、その他重要事項を審議する。

4 臨時総会は評議員会、理事会または正会員の5分の1以上からの要請があった場合、その他会長が必要と認めた場合に開催する。

5 議決は出席者の過半数とする。

第18条 評議員会は評議員をもって構成し、会長がこれを召集する。

2 評議員会は定期総会前とそのおおむね6カ月後の1年度に2回、定例開催する。その他会長、または評議員の2分の1以上が必要と認めた場合に開催する。

3 評議員会は委任状を含め評議員の2分の1以上の出席がないと開催できず、議決は出席者の過半数とする。

4 評議員会は退会者の決定、編集委員・表彰委員・選挙管理委員および選挙立会人の承認、特別委員会の設置および委員の承認、規程の改正を行うほか、理事会より提案のあった事項や評議員の2分の1以上が必要と認めた事項を審議する。

第19条 理事会は会長および理事をもって構成し、会長、または理事の2分の1以上が必要と認めた場合には、会長がこれを召集する。

2 理事会は主事の承認を行い、本会の行う事業の企画立案および会務の執行にあたる。

3 理事会には主事および理事会が必要と認める者もオブザーバーとして参加できる。

第6章 委員会等

第20条 学会誌に掲載する論文等を審査するため、編集担当理事を委員長とする編集委員会を常置する。

2 編集委員は委員長の指名により、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。評議員へも委嘱することができる。

3 編集委員の任期は2年として、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を越えてはならない。

4 編集委員に欠員ができた場合には補充する。欠員を補充するために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 編集委員会は、論文等の受付および受理を行うとともに、別に定める林業経済学会原稿審査規程に基づき論文等の審査を行う。

第21条 役員等の選出にかかわる事務を執行するため、総務担当理事を委員長とする選挙管理委員会を常置する。

2 選挙管理委員は委員長が指名し、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 選挙管理委員会は評議員選挙および会長選挙等の選挙を実施する。

第22条 選挙の開票に立ち会わせるため、会長は評議員会の承認を得て、選挙立会人2名を指名する。

第23条 会員の表彰にかかわる事業を執行するため、表彰担当理事を委員長とする表彰委員会を常置する。

2 表彰委員は委員長が指名し、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 表彰委員会は若干名をもって構成し、表彰委員の任期は2年として、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を越えてはならない。

4 表彰委員に欠員ができた場合には補充する。欠員を補充するために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 表彰委員会は別に定める林業経済学会表彰規程に従って、林業経済学会賞および林業経済学会奨励賞等の審査・選考を行う。

第24条 研究会を運営するため大会運営委員会を大会ごとに設置する。

2 大会運営委員長は、理事会が指名し、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 大会運営委員は、大会運営委員長が指名し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第25条 会長が会務を執行するために特に必要と認めた場合、評議員会の承認を得て、特別委員会をおくことができる。

2 委員は評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。委員の任期、欠員の補充は編集委員会に準ずる。

第7章 会則の改正等

第26条 本会則の改正は、総会の議決による。

第27条 本会則に掲げるもののほか、本会の運営に必要な規程は評議員会で定める。

第28条 本会則および規程の執行に必要な細則は理事会で定める。

第29条 各委員会の活動において必要な内規はそれぞれの委員会で定める。

付 則 本会則は、2012年3月29日より施行する。

【林業経済学会評議員選出規程】

(1987年4月総会改正)

(1998年4月総会改正)
(1999年4月評議員会改正)
(2000年4月評議員会改正)
(2002年11月評議員会改正)
(2003年11月評議員会改正)
(2004年11月評議員会改正)
(2006年11月評議員会改正)
(2010年4月評議員会改正)
(2017年11月評議員会改正)
(2023年11月24日評議員会改正)
(2024年11月22日評議員会改正)

林業経済学会会則第12条、第14条に基づき、評議員の選出について次のように定める。

第1条 選挙ならびに被選挙資格者は、評議員の任期（定期総会から2年後の定期総会まで）満了の日の6ヶ月前の本会の正会員とする。ただし、その時点で下記のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

(1) 郵送、電磁的方法による連絡のいずれも不達の場合

(2) 会則8条に基づき退会とすべき正会員として会計担当理事から理事会または評議員会に報告がある場合

2 評議員の任期満了の4カ月前までに退会を届け出た正会員は、その資格を喪失する。

第2条 評議員の定数は24名とし、地区ごとに各1名を配置し、残数を会員数に応じて割り振り、地区ごとに次のとおりとする。

北日本（北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県） 4名

関東（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県） 11名

関西（富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県） 5名

西南日本（徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県） 4名

2 正会員が属する地区は、会員名簿に記載された学会誌の送付先の都道府県とする。

第3条 選出時期は、評議員の任期満了の日の4カ月前から1カ月の間とする。

第4条 投票は電磁的的方法または郵送による。

第5条 投票は選挙管理委員会からそれぞれの有権者に配布された所定の投票様式により、各会員が所属する地区内の有権者の中から地区ごとの定数に応じた無記名連記方式で行う。

第6条 下記の投票については、その一部または全部を無効とする。

(1) 投票用紙が所定のものでない場合はその投票の全部。

(2) 所定の期日までに到着しなかった場合はその投票の全部。

(3) 連記数が所定数を越えている場合はその投票の全部。

(4) 無資格者が記入されている場合はその部分。

(5) 同一人が重複して記入されている場合は重複している部分。

(6) 判読不能のものはその部分。

第7条 開票は、選挙立会人の立会のもと選挙管理委員会が行う。

第8条 当選者は得票数の多いものから各地区の定数の範囲とする。ただし、得票数が等しい場合は選挙管理委員会が選挙立会人の立会のもとに抽選によって順位を定め選任する。

第9条 当選者には、選挙管理委員長が直ちに電磁的的方法または書面をもって当選を通知し、会長および理事候補の選出に当たる。

2 その結果を選出後はじめて開かれる総会に報告し、承認を得る。

第10条 評議員が任期中に本会を退会した場合は、評議員の資格を失う。

2 後任は次点者を繰り上げるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第11条 本規程の改正は評議員会の議決による。

【役員選出細則】

(1998年4月4日制定)
(1999年4月4日改正)
(2000年6月17日改正)
(2002年6月8日理事会改正)
(2002年11月14日理事会改正)
(2003年6月14日理事会改正)
(2003年11月14日理事会改正)
(2004年11月19日理事会改正)
(2005年3月29日理事会改正)
(2007年3月3日理事会改正)
(2011年3月4日理事会改正)
(2011年5月20日理事会改正)
(2012年3月1日理事会改正)
(2023年11月24日理事会改正)
(2024年11月22日理事会改正)
(2025年7月18日理事会改正)

役員選出の選挙、その後の承認等の作業の流れについて、以下のとおりとする。

1 評議員選挙

(1) 12月に実施。

(2) 選挙の結果、新評議員決定。

- (3) 次点は関東地区は2名、関東以外の地区は1名を選出。
- (4) 選挙の事務は選挙管理委員会（総務担当理事が委員長，委員長が委員を指名，会長が立会人を指名，評議員会で承認）が実施する。
- (5) 評議員選挙が行われる年の春季に行われる評議員会において，林業経済学会評議員選出規程について検討する（特に第2条について）。
- (6) 海外在住の正会員については，関東地区に属するものとして投票する。
- 2 会長選挙
 - (1) 新評議員決定以降，1月までに実施。
 - (2) 新評議員の中から新評議員の投票による互選で会長候補を選出。
 - (3) 同票1位が出た場合は，1位者間で決選。
 - (4) 選挙の結果，会長候補決定。
 - (5) 選挙実施の事務は前項と同じ選挙管理委員会が実施する。
- 3 理事候補の指名
 - (1) 2月に実施。
 - (2) 会長候補が会則第14条第3項に従って理事候補を指名する。
 - (3) これにより理事候補が決定。
 - (4) 指名に際しては本人の承諾を得るものとする。
- 4 主事・編集委員・表彰委員・選挙立会人等の推薦
 - (1) 3月に実施。
 - (2) 理事候補は正会員の中から主事候補を推薦する。
 - (3) 選挙管理委員長（総務担当理事候補）は選挙管理委員候補を推薦し，会長候補は選挙立会人候補2名を推薦する。
 - (4) 主事等の推薦および委員の推薦に際しては本人の承諾を得るものとする。
- 5 理事会
 - (1) 前年度に評議員選挙が行われた場合には，第1回目の理事会を定期総会後の4月に開催する。評議員選挙が行われなかった場合には，5月に開催する。
- 6 評議員会
 - (1) 評議員改選時の定期総会前に行われる評議員会は，次期評議員を含む合同の会議として開催する。
 - (2) 次期評議員によって新監事を互選し，新編集委員，新表彰委員，その他の新委員を承認する。
 - (3) この結果，監事，編集委員会，表彰委員会，その他の委員会が発足するが，正式には総会報告後とする。
- 7 定期総会
 - (1) 日本森林学会大会に合わせて開催。
 - (2) 改選時の定期総会において，新会長，新理事を承認する。この結果，新理事会が発足する。
 - (3) 理事会は定期総会において新評議員，新理事，新主事，新監事，新編集委員，その他新委員を報告する。
- 8 「日本農学会評議員，運営委員」の選出
 - (1) 特段の事情のない限り，日本農学会評議員には会長を充てる。
 - (2) 運営委員は会長が指名する。
- 9 「森林・木材・環境アカデミー理事」の選出
 - (1) 森林・木材・環境アカデミー理事は会長が指名する。
- 10 この細則は事務の遂行上改正することが必要になったときは，理事会において変更することができる。

【林業経済学会表彰規程】

(2002年4月制定)
 (2003年3月29日評議員会改正)
 (2004年11月19日評議員会改正)
 (2005年3月29日評議員会改正)
 (2012年3月28日評議員会改正)
 (2016年11月11日評議員会改正)
 (2025年11月28日評議員会改正)

- 第1条 林業経済学会会則第3条第4項に基づき林業経済学会が行う表彰に関する業務は，この規程の定めるところによる。
- 第2条 林業経済学会は，林業経済学会賞を設け，次の区分により会員を表彰することができる。
 - (1) 林業経済学会学術賞（The Japanese Forest Economic Society Prize）
 - (2) 林業経済学会奨励賞（The Japanese Forest Economic Society Progress Prize）
 - (3) 林業経済学会学生論文賞（The Japanese Forest Economic Society Student Prize）
- 第3条 林業経済学会学術賞は，本会会員であって，論文または著書を刊行し，林業経済学に関し画期的な業績によってとくに貴重な学術的貢献を為したと認められる者に授与する。
- 第4条 林業経済学会奨励賞は，本会会員であって，優秀な論文または総説等を発表し，独創性と将来性をもって学術的貢献を為したと認められる者に授与する。
- 第5条 林業経済学会学生論文賞は，本会学生会員であって，優秀な論文を本会学会誌に発表し，将来性をもって学術的貢献を為したと認められる者に授与する。
- 第6条 本会会員は，林業経済学会学術賞および林業経済学会奨励賞の受賞に適すると思われる業績を以て該当者を表彰委員会に推薦することができる。
- 第7条 林業経済学会学術賞，林業経済学会奨励賞および林業経済学会学生論文賞の審査・選考は表彰委員会で行う。
 - 2 表彰委員会の審査および選考は非公開とする。
 - 3 表彰委員会は審査および選考の結果を理事会に報告する。
- 第8条 理事会は，表彰委員会の報告に基づき，林業経済学会学術賞，林業経済学会奨励賞および林業経済学会学生論文賞の決定を行う。
- 第9条 表彰は，毎年，原則として定期総会で行う。
- 第10条 この規程の改正は，表彰委員会に諮り，評議員会が行う。

【林業経済学会表彰規程運営細則】

(2002年4月制定)
(2002年11月14日理事会改正)
(2003年3月1日理事会改正)
(2004年5月15日理事会改正)
(2010年12月14日理事会改正)
(2012年3月1日理事会改正)
(2012年3月28日理事会改正)
(2016年11月11日理事会改正)

- 1 林業経済学会表彰規程第2条に掲げる表彰は、副賞その他を添えて行うことができる。その内容は理事会で定める。
- 2 林業経済学会学術賞、林業経済学会奨励賞および林業経済学会学生論文賞は学術賞、奨励賞および学生賞と略称することができる。
- 3 林業経済学会奨励賞の受賞の対象となる業績は、選考の当該年度を含まない過去5カ年程度以内に公開された本会発行の『林業経済研究』、財団法人林業経済研究所発行の『林業経済』等の学術誌に発表された論文または総説、書籍等とする。
- 4 林業経済学会学生論文賞の受賞の対象となる業績は、選考の当該年に刊行された本会発行の『林業経済研究』全号に発表された論文のうち、筆頭著者が学生会員のものとする。
- 5 林業経済学会賞および林業経済学会奨励賞の受賞候補業績の表彰委員会への推薦にあたっては、次の事項を記した文書を作成するものとする。なお、学術賞の推薦者は被推薦者と異なる機関に所属する者であることが望ましい。
 - (1) 林業経済学会学術賞推薦理由書
 - a. 表彰区分（林業経済学会学術賞または林業経済学会奨励賞）
 - b. 候補業績の著者の氏名、生年月日、所属
 - c. 候補業績の題名（共著の場合は業績の全著者名）
 - d. 候補業績の発表月日および発表媒体（雑誌名等）
 - e. 候補業績の概要：1,000字以内、共著の場合は候補者の分担内容の明示を含む
 - (2) 推薦者の氏名、連絡先
 - (3) 共著の場合は共著者の承諾書
- 6 林業経済学会学生論文賞の受賞候補業績は、編集委員会からの報告に基づき、表彰委員会が該当論文を登録するものとする。
- 7 表彰委員会における林業経済学会学術賞、林業経済学会奨励賞および林業経済学会学生論文賞の審査・選考は、表彰委員の3分の2以上が出席する表彰委員会を開き、表彰委員の投票によって行う。
- 8 表彰委員が推薦者または被推薦者となった場合、当該部分について7に規定する審査・選考に関して委員の資格を失う。
- 9 表彰委員長は、表彰委員会の審査・選考についてその経過および結果を、必要があれば付帯意見を付して理事会に報告する。
- 10 表彰事業の日程はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 受賞候補業績の会員推薦の公示：7月の学会誌発行時
 - (2) 受賞候補の推薦の締め切り：9月末
 - (3) 表彰委員会から理事会への報告：2～3月
 - (4) 定期総会での表彰：3～4月
- 11 この細則の改正は、表彰委員会に諮り、理事会が行う。

【大会運営委員会細則】

(2011年3月4日理事会制定)
(2012年3月1日理事会改正)
(2025年7月18日理事会改正)

- 1 理事会は、大会開催の少なくとも1年半前を目安に開催地を決定し、大会運営委員会の発足および大会運営委員の決定を行う。この際、理事会の指名した大会運営委員長は評議員会の承認を得る。
- 2 春季大会運営委員会は、遅くとも大会開催1年前までに発表テーマ・発表者および発表内容の概要を理事会に提案する。
- 3 大会運営委員長は、大会の準備状況を適宜理事会で報告し、承認を得る。
- 4 春季大会運営委員会は、大会終了後に、『林業経済研究』にシンポジウムのコメント原稿、『林業経済』に論文要旨および討論要旨を提出し、理事会への実施報告および会計報告をもって任期を終了する。理事会は、春季大会運営委員会からの報告を確認し、任期の終了を承認するとともに、評議員会に報告する。なお、春季大会運営委員会は、上記原稿の執筆依頼を大会開催前に済ませておく必要がある。
- 5 林業経済学会原稿審査規程第1条に基づき、春季大会運営委員は、編集委員会からの委嘱状を受け、シンポジウム論文の審査を行うことができる。なお、審査結果はすみやかに編集委員会に報告されなければならない。
- 6 秋季大会運営委員会は、大会終了後に理事会への実施報告および会計報告をもって任期を終了する。理事会は、秋季大会運営委員会からの報告を確認し、任期の終了を承認するとともに、評議員会に報告する。秋季大会について、口頭発表は1人1件に限る。口頭発表者は筆頭発表者であり、口頭発表者と筆頭発表者は本学会の正会員に限るものとする。ただし、理事会が認める場合はこの限りでない。
- 7 この細則の改正は理事会が行う。

【林業経済学会会費規程】

(1998年4月4日制定)
(2003年11月14日評議員会改正)
(2004年11月19日評議員会改正)
(2006年4月3日評議員会改正)
(2011年5月20日評議員会改正)
(2011年11月11日評議員会改正)
(2012年3月28日評議員会改正)
(2025年4月8日評議員会改正)

第1条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 一般 8,000円
但し、正会員に終身会員を設け、その規定は第2条に定める。
学生 5,000円
正会員の会費納付期限は6月末とする。

- (2) 機関会員 10,000円

第2条 理事会は、定年退職時あるいはそれに準ずる年齢以降に、会費の10年分相当を納付した者を終身会員とすることができる。

第3条 会員が会則第8条の2または同第8条の3によりその資格を喪失した場合でも、既納の会費は返還しない。

第4条 会員が会則第7条又は第8条により退会となった場合でも、未納会費分についてその納付義務を免れない。

第5条 この規程の改正は評議員会が行う。

Membership Fee

Annual membership fee is 8,000 yen for a regular member, 5,000 yen for a student, and 10,000 yen for an institution member.

【プライバシーポリシー細則】

(2005年7月24日理事会制定)
(2012年3月1日理事会改正)
(2025年11月28日理事会改正)

林業経済学会は、会員および学会関係者の個人情報を保護するため、個人情報の取り扱いに関するガイドライン、いわゆるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）を学会細則として下記のとおり定める。

1 個人情報の収集

林業経済学会は、本学会の目的に沿った事業を進めるために必要な範囲に限り個人情報を収集する。本学会は、個人情報の収集に当たって、その目的を明示するとともに、情報の収集は原則として情報提供者の意志に基づくものとする。

2 個人情報の利用

林業経済学会は、収集した個人情報を本学会の目的の範囲内で利用する。個人情報は特別な理由がある場合を除いて、本人の同意なく第三者に開示することはない。なお、次のいずれかの場合、目的以外に個人情報を利用し、または開示提供することがある。

- (1) 法令の規定に基づく場合
- (2) 提供者の同意がある場合
- (3) 事業目的の達成に必要な範囲において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
- (4) 事業計画を達成するために正当な理由がある場合

3 個人情報の管理

林業経済学会は、収集した個人情報について、外部への漏えい、破壊、改ざん、紛失等を防ぐため適切な管理に努める。ただし、提供者自身により開示され、既に公開されている個人情報については、本学会の管理の対象外とする。

4 個人情報の開示および訂正等

林業経済学会は、個人情報の提供者から自己に関する個人情報の開示請求があった場合、原則として遅滞なく開示する。また、自己の個人情報について訂正等の申し出があったときは、原則として遅滞なく訂正等を行う。

5 Webサイトにおける扱い

林業経済学会の設けるWebサイト（以下、当サイト）の利用は、利用者の責任において行われるものとする。当サイト、および当サイトにリンクが設定された他のWebサイトから取得された各種情報の利用によって生じた全ての損害に関して、本学会は一切の責任を負わない。

6 プライバシーポリシーの変更

林業経済学会は、法令の変更その他の理由により、理事会の議を経てプライバシーポリシーの変更を行うことがある。このような変更は、本学会のWebサイトに掲載され、掲載日より効力を発揮するものとする。

7 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先

林業経済学会における個人情報保護に関する質問は、下記へ連絡されたい。

林業経済学会

〒113-0023 東京都文京区向丘1丁目5番1号 向丘ビル1階

E-mail: general_affairs@jfes.org

【研究会Box細則】

(2007年4月3日理事会制定)
(2007年11月22日理事会改正)
(2012年3月1日理事会改正)

(2018年11月16日理事会改正)

(2019年3月2日理事会改正)

1 目的

会員の自発的な研究会活動を支援することを通して、学会活性化を目指すことを目的とする。

2 位置付け

研究会Boxは会則第3条（1）にいう事業に準ずる研究集会所とする。

3 開催の手続

会員が企画し、会長もしくは理事1名以上の承認を必要とする。ただし、主催者、共催者として学会が入る場合には理事会における承認を必要とする。HP、メールマガジンによる告知期間に余裕のあるように企画することが望ましい。

4 開催の方法

研究会Boxは勉強会、シンポジウム、エクスカージョン等、さまざまな開催形態をとりうる。参加者の範囲は会員に限定されない。

5 開催の費用

原則として、個々の研究会Boxは独立採算で開催することとするが、理事会の了承のもとで、経費の一部または全部を学会会計より支出できる。

6 企画者の義務

研究会Boxの開催後、理事会に開催報告を行うとともに、学会記事掲載原稿を作成する。

7 開催回数のカウント

開催回数は開催日順に、事後的にカウントする。

【学会声明に関する規程】

(2015年3月28日評議員会制定)

林業経済学会会則第3条第5項に基づく事業として、学会声明を公表する場合の取り扱いについて、次のように定める。

第1条 林業経済学会が学会員からの要請あるいは外部からの要請に応じて声明を出す必要があると理事会が判断した場合は、評議員会の承認を得て学会声明ないし理事会声明を公表する。

第2条 理事会が学会名での声明を出すことが適切であると判断した場合には、別途細則に定める手続きに従って学会声明を作成し、社会に対して公表する。

第3条 理事会が声明を緊急に出す必要があると判断した場合には、別途細則に定める手続きに従って理事会声明を作成し、社会に対して公表する。

第4条 この規程の改正は評議員会が行う。

【学会声明の公表手続きに関する細則】

(2015年3月28日理事会制定)

1 学会声明を公表する場合の手続きは、以下のとおりとする。

(1) 林業経済学会会則第25条に基づき、会長が評議員会の承認を得て「学会声明特別委員会」を設置する。

(2) 「学会声明特別委員会」は直近の評議員会で諮るべく声明案を検討する。

(3) 直近の評議員会にて声明案を審議する。

a. 採択された場合は、学会ホームページで声明を公表すると同時に、新聞等の論説記事として学会長名または学会声明特別委員会委員長名で投稿する。

b. 採択されなかった場合は、学会としての声明発表は行わない。

2 理事会声明を公表する場合の手続きは、以下のとおりとする。

(1) 理事会が理事会声明を出すことについて、評議員会の承認を得る。

(2) 理事会が素案を作成、審議し、文案を決定する。

(3) 理事会で文案を決定し次第、学会ホームページに公表するとともに、関係者への提出、報道機関への情報提供などにより声明を公表する。

(4) 直近の評議員会で声明について、その経緯と内容を報告する。

3 上記手続きによって声明案が採択されなかった場合、学会員有志が自発的に新聞等を通して社会に発信することを学会は妨げない。

4 この細則の改正は理事会が行う。

【主催・共催・後援に関する細則】

(2018年7月8日理事会制定)

(2019年3月2日理事会改正)

1 目的

林業経済学会が関与する主催、共催、後援についての基準および承認手続きを定めることを目的とする。

2 定義

(1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催する事をいう。

(2) 「共催」とは、本学会を含む複数の団体が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものを指す。共催に関わる団体は、原則として共催金を拠出するものであり、企画当初から、内容、運営、経費負担等について協議を行う。

(3) 「後援」とは、林業経済学会以外の組織が開催の主体になる催しについて、本学会がその催しの趣旨に賛同し、応援、

援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

3 手続き

本学会が催しを主催、共催または後援する場合には、理事会で開催の可否を決定する。

4 この細則の改正は理事会が行う。

【広告掲載料金】

(2009年3月7日理事会制定)

広告形式	1号分の広告料金	年間契約の広告料金
特殊頁 表紙2(裏内側) 1頁	20,000	50,000
1/2頁	10,000	25,000
表紙3(裏内側) 1頁	20,000	50,000
1/2頁	10,000	25,000

※データは広告掲載会社からご提供いただく。白黒印刷のみとする。

【ハラスメント防止宣言】

(2025年3月23日総会採択)

林業経済学会（以下、本学会と言う）では、所属会員及びその関係者・団体が健全に研究・学会活動を行える環境を整えるべく、本学会におけるハラスメントを定義し、ハラスメントの一層の防止・排除を達成するために、次に掲げる事項に取り組むことを本学会会員の総意としてここに宣言する。

【本学会におけるハラスメントの定義】

ハラスメントとは、修学、研究、職務上、あるいはその他の個人の属性や諸条件を利用して、平均的な会員の感じ方を基準として、相手に過剰な身体的又は精神的な深い苦痛、脅威、障害等を与え、それによって相手の人権や尊厳を侵害し、就学や研究、職務を正常に営むことができる環境を損なう発言や行為、と定める。

【取組事項】

1. 本学会会員・役員の責務と行動

ハラスメントの被害者や加害者を出さないように、常に高い道徳観、倫理観に基づく社会的良識に従って行動する。また、本学会の役員は、同様に一段と高い行動規範のもとで本学会の学会運営にあたる。

2. ハラスメントの防止等に関する対策

定期総会や大会等の機会を通じて本宣言の周知やハラスメント防止を呼びかける。

3. ハラスメント発生時の対応

被害者の人権保護とハラスメントの解決を早期に図れるよう、ハラスメント対策実施規程を定め、これに基づいて対応する。

【ハラスメント対策実施規程】

(2025年3月22日評議員会制定)

(目的)

第1条 本規程は、林業経済学会ハラスメント防止宣言の趣旨に則り、ハラスメント問題への対応のために、本学会理事会及びハラスメント調査委員会の活動内容を定めたものである。本学会は、本規程に基づき、ハラスメントの発生防止に努めるとともに、ハラスメントが生じている可能性があると思われる場合に、早期に事態を把握し、被害者の人権の擁護・尊厳の維持回復に主眼を置いて適切な対処を行わなければならない。

(啓発活動)

第2条 理事会は、ハラスメント発生防止の普及啓発のため、ハラスメント防止宣言やハラスメント防止に関する啓発等を、定期総会において周知しなければならない。

(適用)

第3条 本規程の適用対象となるハラスメントは、下記に定める本学会の活動及び当該活動に関わる行為とする。本学会の会員などが行なった行為であっても、下記の学会活動に関わるものでないと判断されるものは、本規程の適用対象とはならない。

○本学会の活動

総会、評議員会、理事会、委員会における活動、会長、評議員、理事、会員としての活動、学会とのやりとり、諸手続き遂行に関わる活動、論文の査読及び掲載に関わる行動、本学会が運営するウェブサイト、メーリングリスト、SNSに関わる行動、本学会が主催または共催する大会、シンポジウム、研究会などにおける活動の全て。

○本学会の活動に関わる行為

学会活動時における以下の全ての行為。本学会の会長、理事、評議員、各種委員、会員等間の言動。本学会の会長、理事、評議員、会員等による外部の人間または組織に対する言動、または外部の人間または組織による本学会の会長、理事、評議員、会員等への言動。

(ハラスメント被害の申出手続)

第4条 会員からのハラスメント被害の申出は、別に定める方法で提出することとし、ハラスメント窓口が受け付ける。学会員以外からの被害申出は、会員からの被害申出に準ずる。

(面接委員による対応)

第5条 理事会は、ハラスメント被害の申出があった場合、申出人及び関係者に対して事情を聞くために、面接委員を選任し、面接することができる。

(1) 面接委員は、理事または評議員の中から選出する。選出は、会長及び理事のみの議を経て行なうものとする。なお、面接委員の氏名は非公開とする。

(2) 面接委員は、申出1件につき1回以上の面接調査を実施し、その結果を理事会に報告する。なお、面接調査は、申出1件につき2名の委員が担当し、面接委員には守秘義務が課される。

(面接委員の報告に基づく理事会の対応)

第6条 理事会は、面接委員の報告を受けたのち、ハラスメント防止宣言に定めるハラスメントの定義に基づき、当該事案についてハラスメント該当の可能性の有無を速やかに判断しなければならない。その際に、必要に応じて、外部有識者へ意見を求めることができる。なお、判断の結果は、直ちに申出人に伝えなければならない。

(ハラスメント調査委員会の設置)

第7条 理事会は、前項に基づきハラスメント該当の可能性有りと判断した場合、速やかにハラスメント調査委員会を設置し、当該事案(以下、ハラスメント可能性事案という)の調査を命じなければならない。

(ハラスメント調査委員会の委員及び委員長を選任等)

第8条 ハラスメント調査委員会の調査委員及び委員長の選任及び任期は、下記のとおりとする。

(1) 調査委員長は、会長が指名する。会長指名が適当でない場合、調査対象となっていない理事による協議を経て当該理事の1名が代表して調査委員長を指名する。なお、調査委員長には理事以外の調査委員が就任する

(2) 調査委員は、調査委員長が指名した若干名で構成し、会長を除く理事1名を含むものとする。

(3) 調査委員の任期は、担当する当該事案審議が結審するまでとする。ただし、理事会が特別に必要であると認めた場合には、当該委員は退任でき、新たに人員を補充できる。

(4) 調査委員は、原則として男女各1名以上で構成する。

(5) 理事を兼ねる調査委員は、同委員会の事務全般も担当し、委員会の円滑な運営に努める。

(6) 理事会に所属しない調査委員は、調査委員に就任した後で理事会に所属した場合にも、引き続き調査委員会を構成する。ただし、調査委員長の任にある場合はその任を解かれ、理事会に所属しない調査委員から調査委員長が選任される。

(ハラスメント調査委員会の任務)

第9条 ハラスメント調査委員会は、ハラスメント可能性事案を調査してハラスメントの該非を明らかにし、かつ必要な提言をまとめ、別に定める方法によって理事会に報告しなければならない。

2 調査委員会が必要と判断した場合、外部の有識者に対し、助言等を求めることができる。

(調査結果の通知及び不服申立の期間)

第10条 理事会は、調査委員会の報告に基づく調査結果を、申出人およびハラスメント可能性事案の行為者を含む関係者に速やかに通知しなければならない。

2 ハラスメント可能性事案の申出人、行為者を含む関係者は、この通知を受けた日から14日以内に、別に定める方法によって、理事会に調査結果の不服を申し立てることができる。

3 理事会は、前項の規定による不服申立があったときは、必要に応じて、当該事案の申出人、行為者を含む関係者の意見を聴取したうえで、再調査の必要性を判断しなければならない。再調査が必要と判断された場合は、当該事案の申出人、行為者を含む関係者に通知した上で、調査委員長に再調査を行わせることができる。ただし、再調査は1回限りとする。

4 1回目の調査結果がハラスメントに該当する場合で、かつ、不服申立がなされなかった場合と、再調査の結果がハラスメントに該当する場合は、当該ハラスメント事案を認定ハラスメントと称する。

(任務の遂行方針)

第11条 理事会、面接委員、及びハラスメント調査委員会は、以下に列記する方針のもとに、任務を遂行しなければならない。

(1) 被害者の人権の擁護・尊厳の維持回復に主眼を置くことを第一義とする。

(2) プライバシーの保護及び守秘義務に関して特に留意する。

(3) 二次被害の発生防止に努める。特に、申出人に不利益が発生しないように留意する。

(4) ハラスメント被害の申出が、学会として問題にすべきハラスメントではない可能性があることも踏まえた慎重な対処をする。

(役員権利の制限)

第12条 本学会の役員が、受け付けた被害申出に関与が疑われる場合、または、ハラスメント可能性事案もしくは認定ハラスメントの行為者または関係者である場合、以下のいずれかの扱いとする。

(1) 理事会または評議員会における当該議題の審議中の退席

(2) 相当な期間を定めての役職停止

(行為者の処分)

第13条 認定ハラスメントの行為者が本学会員である場合、理事会は、当該行為者に対する処分案を評議員会で審議しなければならない。また、認定ハラスメントの関係者が本学会員である場合、理事会は、当該関係者に対する処分案を評議員会で審議することができる。

2 処分内容は会則第8条の2に定めるとおりとする。

(申出人及び認定ハラスメントの被害者に対する理事会の責務)

第14条 理事会は、申出人及び認定ハラスメントの被害者が、学会活動又は学会業務において不利益が生じないように、適切に対処しなければならない。

(認定ハラスメント、処分、再発防止措置等の報告・公表)

第15条 理事会は、認定ハラスメントの内容、処分、再発防止に向けた措置等について、被害者・行為者のプライバシーに配慮した上で、評議員会及び総会で報告し、ホームページに掲載しなければならない。

(書式の指定)

第16条 調査委員会が理事会に提出する報告書の書式、調査委員会が提出する報告書への不服申立時に提出する書式は、別に定める。

(改廃)

第17条 本規程の改廃は評議員会の議決による。

【ハラスメント対策実施細則】

(2025年3月22日理事会制定)

1. ハラスメント対策実施規程に定めるハラスメント被害の申出は、次に掲げる事項を申告しなければならない。
 - (1) 申出人の名前および所属
 - (2) 申出人の立場（被害者／行為者／目撃者／被害者の関係者／行為者の関係者）
 - (3) ハラスメントの具体的内容
（背景、ハラスメントに相当する具体的な言動、日にち、場所、ハラスメントと本学会の関わり）
 - (4) 被害者が受けた影響（被害によって生じた影響、具体的に）
 - (5) 目撃者または事実を知る第三者
 - (6) 被害者の加害者への対応
 - (7) 被害者が求めている対応内容
 - (8) その他
2. ハラスメント窓口は本学会が設置する専用フォームまたは本学会指定のメールアドレスとし、学会ホームページ等を通じて会員に告知する。
3. ハラスメント対策実施規程に定める調査委員会が作成する調査報告書は別紙1のように定める。
4. ハラスメント対策実施規程に定める調査結果に対する不服申立において提出する事項は、別紙2のように定める。
5. 本細則は、理事会の審議を経て改廃する。

別紙1

調査委員会報告書	
調査事案名：	
調査委員長名前：	
ハラスメント判定結果（評議員会、ウェブサイト公開）：	
調査委員会開催記録（評議員会、ウェブサイト公開）：	
報告概要（評議員会、ウェブサイト公開）：	
具体的な内容：	

別紙2

不服申立書	
林業経済学会理事会 御中	〇〇年 〇月 〇日
	申立人 (所属) (住所および連絡先) 住所： E-mail 及び電話番号：
1. 通知を受けた日： 〇〇年 〇月 〇日	
2. 不服申立の趣旨：	
3. 不服申立の理由：	